

建設業労働災害防止協会 会長 殿

申請番号 2020- -
申請者所在地
名称又は氏名
代表者の職・氏名

印

令和 2 年度間接補助金交付申請書

令和 2 年度既存不適合機械等更新支援補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第 6 条第 1 項の規定により間接補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、既存不適合機械等更新支援補助金交付要綱（令和 2 年 3 月 24 日付け厚生労働省発基安 0324 第 2 号）及び既存不適合機械等更新支援補助金事業実施要領（令和 2 年 3 月 24 日付け基発 0324 第 7 号）の規定によるほか、交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 申請者及び補助対象機械等の詳細
別紙 1 の内容について Web 申請システムの電子情報で提出したとおり。
- 2 間接補助対象経費及び間接補助金交付申請額
別紙 2 の内容について Web 申請システムの電子情報で提出したとおり。
- 3 添付資料
 - (1) 別紙 3 に関する資料
 - (2) 間接補助対象経費総額の見積書
 - ① 過負荷防止装置については、補助対象となる過負荷防止装置、追加安全措置が含まれていることがわかるもの。
 - ② フルハーネス型墜落制止用器具については、フルハーネス、ランヤード及び追加安全措置のそれぞれの型式がわかるもの。
 - (3) 過負荷防止装置に係る申請については、次の書面
 - ① 過負荷防止装置を備える移動式クレーンの型式が JCAS 規格に適合する旨を証明するメーカーが発行する証明書等
 - ② 過負荷防止装置を備える移動式クレーンのつり上げ荷重、つり上げ容量、追加安全措置が記載された仕様書等
 - ③ 既存クレーンの製造年月のわかる銘板の写真
 - (4) フルハーネス型墜落制止用器具については、次の書面
 - ① 追加安全措置に係るメーカーが発行する仕様書等

別紙1 申請者及び補助対象機械等の詳細

※ 次に掲げる事項は、建災防本部のホームページのWeb申請システムにおいて電子情報として入力しなければなりません。

1 申請者の情報

名称又は氏名、法人番号（法人の場合に限る。）、所在地、業種（日本産業分類の中分類による）、主たる業務、雇用労働者数、申請に係る機械等を使用する労働者数

（注）「まとめ申請」の場合は、1の情報を全ての申請者ごとに入力する。

2 既存機械等（更新対象となる機械等）の情報

既存機械等の種類（最新の構造規格に適合しない過負荷防止装置又は安全帯）、製造者名、型式、製造年月、機械等の保有数

（注）「まとめ申請」の場合は、2の情報を全ての申請者ごとに入力する。

<移動式クレーンの過負荷防止装置>

3 補助対象機械等（更新後の機械等）の情報

製造者名、型式、更新機数、つり上げ容量、追加安全措置の内容（遠隔操作機能を有するもの（安全性が確保されているものに限る）、警報用三色灯を備えているもの）

<フルハーネス型墜落制止用器具>

3 補助対象機械等（更新後の機械等）の情報

フルハーネス：製造者名、型式、購入本数

ランヤード：製造者名、型式、購入本数

該当する追加安全措置の内容：実施要領別表の第2欄のイ①～⑥のうち該当するもの

4 その他事項

申請に必要なものとして建災防が定める事項

別紙2 間接補助対象経費及び間接補助金交付申請額等

1 間接補助金対象経費の申請金額

2 振込先情報

金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義人のわかる書類の写し

（注）間接補助金の振込先の名義人は、申請者名と同一のものであること。

3 その他事項

申請に必要なものとして建災防が定める事項

別紙3 暴力団排除に関する誓約等

1 暴力団排除に関する誓約

下記のいずれにも該当しないことを誓約する。

- (1) 団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は団体の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 労働関係法令の違反等に関する申告

下記のいずれにも該当することを申告する。

- (1) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと（労働基準関係法令により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合はこの限りではない）。
- (2) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反に寄り送検され、その事実を公表されていないこと。
- (3) 間接補助対象経費について、他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けていないこと。

3 業種、雇用労働者数

※ 労働保険概算・増加概算確定保険料申告書（雇用保険分）、労働保険料等算定基礎賃金等の報告（雇用保険分）、労働者災害補償保険特別加入証明書（個人事業主等の場合）、直近の賃金台帳、雇用労働者数等を明らかにするいずれかの書類の写しを添付する。

4 労働保険・厚生年金保険等の加入状況

法令に基づき適切に加入し、未納がないことを誓約する。

5 過負荷防止装置に係る申請については、次の事項

既存の移動式クレーンの製造年月

6 フルハーネス型墜落制止用器具については、次の事項

- (1) 建設業許可による申請は、許可番号
- (2) 建設キャリアアップシステム登録による申請は、登録番号
- (3) 建設業以外の場合には、高さ5メートル以上の箇所における高所作業について月平均の作業日数の頻度

7 不正防止に係る次の事項

- (1) 上記1から6の事項について相違がないこと。
- (2) 上記1から6の事項について建災防が行う調査等について拒否しないこと。

(3) 虚偽の申立てその他の不正行為について被る不利益（交付した間接補助金の全部又は一部の返還等）について異議を申し立てないこと。